

電力の供給に係る仕様書

(京 都 市 下 京 区 役 所)

京都市下京区役所地域力推進室

第1 総則

1 趣旨

本仕様書は、京都市下京区役所に係る電力の供給における契約に基づく仕様書である。

2 用語の定義

この仕様書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号による。

- (1) この仕様書において、需要施設とは、当該契約における電力供給場所である京都市下京区役所をいう。
- (2) 供給者とは、当該契約における需要施設への電力の供給を行う者をいい、本市と電力供給契約を締結する、電気事業法第2条第1項第3号に定義される小売電気事業者をいう。
- (3) 託送者とは、供給者が当該契約の需要施設に電力を供給するための、供給者と需要施設との電線路（送電線、配電線、変電所など）を維持、及び運用する電気事業法第2条第1項第9号に定義される、当該施設を自らの供給区域内とする一般送電事業者をいう。
- (4) 電力会社とは、供給者及び託送者の両者をいう。
- (5) 電気主任技術者とは、電気事業法第43条に基づき選任された主任技術者をいい、当該契約における需要施設の電気工作物に対して経済産業省近畿経済産業局長に届出されている電気主任技術者をいう。
- (6) 監督員とは、京都市契約事務規則第39条に規定する職員をいい、この契約において京都市下京区役所地域力推進室に所属する職員をいう。
- (7) 検査員とは、京都市契約事務規則第46条に規定する職員をいい、この契約において京都市下京区役所地域力推進室総務・防災課長をいう。

第2 仕様概要等

当該契約における需要施設の概要と供給電力の仕様は次のとおりとする。ただし、文頭に□や■のある項目については■のものを適用し、□のものは適用しないものとする。

1 需要施設概要

- (1) 対象建物 京都市下京区役所
- (2) 需要場所 京都市下京区西洞院通塩小路上る東塩小路町 608 番地の 8
- (3) 業種及び用途 官公庁
- (4) 電気主任技術者 外部委託
- (5) 開庁日時 原則として、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月2日から3日、並びに12月29日から31日まで（以下、「閉庁日」という。）を除く日の、9時から17時まで。

2 供給電力の仕様

(1) 電気方式、標準電圧、計量電圧、標準周波数、受電方式、設備容量、蓄熱設備、発熱設備

契約受電設備等

ア 電気方式 交流 3 相 3 線式

イ 標準電圧 6,600V

ウ 計量電圧 6,600V

エ 標準周波数 60Hz

オ 受電方式 1 回線受電

カ 設備容量 1,030kVA

キ 蓄熱設備

(ア) 蓄熱設備容量 なし

(イ) 蓄熱専用計量装置の計量電圧 なし

ク 発電設備

(ア) 非常用発電設備 ディーゼル機関発電装置 220V 15kVA

(イ) 常用発電設備 なし

ケ アンシラリーサービス料金対象容量 なし

コ 契約受電設備 別紙 1 (単線結線図) のとおり

(2) 契約電力、予定使用電力量

ア 契約電力

(ア) 契約電力 (常時電力) 311kW

その 1 月の 30 分最大需要電力と前 11 月の 30 分最大需要電力のうち、いずれか大きい値をその 1 月の契約電力とする。

(イ) 契約電力 (予備電力) なし

☐ 常時供給設備等の補修又は事故により生じた不足電力の補給にあてるため、常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で、予備電線路により受電する。

☐ 常時供給設備等の補修又は事故により生じた不足電力の補給にあてるため、常時供給変電所以外の変電所から同位の電圧で、予備電線路により受電する。

イ 予定使用電力量 401,074kWh

(令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの使用量見込み)

ただし、実際に契約期間中に使用される電力量は、この値を上回り、または下回ることができるものとする。また、その予定使用状況については次の各電力使用実績のとおりとする。

(ア) 各月の電力使用実績 (最大需要電力、使用電力量) 別紙 2 のとおり

(イ) 自家発電設備停止時の補給電力使用実績 なし

(3) 契約期間

令和 5 年 4 月 1 日 0 時から令和 6 年 3 月 31 日 24 時まで

(令和 5 年 4 月計量日から令和 6 年 4 月計量日の前日まで)

(4) 需給地点

■ 需要場所構内に本市が設置した引込高圧開閉器電源側接続点 (引込)

(5) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じとする。

(6) 保安上の責任分界点

需給地点に同じとする。ただし、取引用計量装置は託送者の責任とする。

(7) 計量日及び計量

ア 各月の計量日は供給者との協議によりあらかじめ定めた日とする。

イ 計量期間は前月計量日の0時から当月計量日の前日の24時までとする。

ウ 計量は供給者が設置する計量装置により記録された値によるものとする。

エ 計量日を1日以外の任意の日に定めた場合、契約期間の期首及び期末の計量及び計量期間の取り扱いについては協議によりあらかじめ定めることとする。

(8) 電気料金の算定期間

電気の使用に対する代金（以下「電気料金」という。）の算定期間は、前月の計量日から当該月の計量日の前日までの期間とする。ただし、計量日を1日以外の任意の日に定めた場合、契約期間の期首から直後の計量日の前日までの期間、また直前の計量日から契約期間の期末までの期間の取り扱いについては協議によりあらかじめ定めることとする。

(9) 料金制度

ア 料金制度は、基本料金と電力量料金に基づく二部料金制など供給者にて設定することができるものとする。

イ 供給者は、その1月の平均力率により料金の割引、及び割増を行うことができるものとする。

ウ 供給者は、電気料金の算定の基礎となる燃料費等の変動により電力料金単価を変更する必要が生じた場合は、その変動額に応じた料金の割引、及び割増（燃料費調整単価）を行うことができるものとする。

エ 再生可能エネルギー発電促進賦課金については、供給者が定める約款の規定によるものとし、供給者は、その代金を請求することができるものとする。ただし、入札価格の算定には、考慮する必要はないものとする。

オ アンシラリーサービス料金については、供給者が定める約款の規定によるものとし、供給者は、その代金を請求することができるものとする。ただし、入札価格の算定には、考慮する必要はないものとする。

(10) 平均力率

ア 平均力率の算定は、その月の午前8時から午後10時までの時間における平均の力率とする。単位は%とし、小数点以下第1位を四捨五入する。（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は100%とする。）

イ 平均力率の算定式は次のとおりとする。

$$\text{平均力率} = \text{有効電力量} \div \sqrt{((\text{有効電力})^2 + (\text{無効電力量})^2)}$$

ウ 契約期間における当該施設の予定平均力率は100%とする。

3 一般事項

(1) 注記事項

- ア 供給者は、仕様書に明記の無い場合又は疑いを生じた場合においては、監督員と協議する。
- イ 供給者は、仕様書によることが困難又は不都合な場合は、監督員と協議する。
- ウ 供給者は、当該契約内容を変更しようとする場合は、監督員と協議のうえ、その承諾を得る。
- エ 供給者は、本市が締結する別契約の関係業務について監督員の指示により、当該関係者と協力し業務の円滑な進捗を図る。
- オ 供給者は当該契約に関する業務に伴い、廃材、塵、配線屑等が発生した場合は、そのすべてを構外に搬出し、関係法令などに従い適切に処理する。

(2) 連絡体制

供給者は当該契約締結後速やかに次の内容を記した書類を代表者の記名押印の後、監督員に提出すること。

- ア 緊急時の連絡体制及び作業体制表
- イ 当該契約担当者名、組織図及び連絡先
- ウ 協議窓口の所在地

(3) 報告

供給者は計量装置の検針結果をその都度、監督員に報告する。また、当該契約にかかわる不測の事態が発生した場合などについても早急に監督員に報告し、その指示を受けて調整を行う。
なお、報告は監督員の承諾を受けた場合を除き、原則として書面にて行う。

(4) 検査

- ア 供給者は、当該契約の内容が完了したときは、検査員の検査を受けなければならない。
- イ 前項の規定により難しい場合は、検査員の指示により、中間検査とすることが出来る。

(5) 資料の提供

- ア 供給者は、電力の使用及び電気料金に関する資料を監督員から求められた場合は、速やかに応じなければならない。
なお、資料の様式及び提出方法については監督員の指示による。
- イ 供給者は、契約期間の終了に伴い契約期間中の月次毎の契約電力、最大需要電力、使用電力量等を書面で監督員に提出すること。
なお、様式及び提出方法については監督員の指示による。

4 その他

(1) 暫定運用について

通信工事が契約開始までに完了しない場合、通信工事が完了するまでの間については、同時同量データを運用できない恐れがあるため暫定運用が供給開始の条件となる。

(2) 設備の状況及び変更等

当該契約期間中における需要施設の変更等における技術的な協議については、監督員、電気主任技術者、供給者及び託送者の4者によることとし、その決定については4者の合意によるものとする。

(3) 負担金等

供給点変更などに伴う需要施設を除いた託送者設備の工事に係る費用の負担については、原則として託送者の電気供給約款等に準ずるものとする。また、需要施設の工事、保守点検作業、不慮の事故等に伴う託送者区分開閉器操作などの電力会社の作業に係る費用は、すべて供給者の負担とする。

(4) 取引用計量装置

最大電力及び使用電力量を計量する取引用計量装置（計器用変成器、積算電力量計、遠隔検針装置などの供給電力の検針に係るすべての設備を含む。）の設置、取替え、移設、並びに撤去の必要が生じた場合には、その作業及び費用負担は本市の責に帰すべき事由による場合を除き原則として供給者が行うものとし、その機器類についての保安上の責任はすべて供給者とする。ただし、設置場所は需要施設の施設内を無償で貸与する。また、遠隔検針の通信に係る一切の費用についても、すべて供給者の負担とする。

(5) 送電の停止

供給者は、電力会社の都合等により契約期間中にやむを得ず当該施設への送電を一時停止する必要がある場合には、事前に監督員、電気主任技術者と十分な協議を行い、監督員の承諾を得るものとする。また、電力会社設備の不慮の事故等に伴う当該需要設備への送電停止の際には、供給者は速やかに監督員、電気主任技術者へその原因、状況、復旧予定などの関連情報を連絡すること。

(6) 緊急時の対応

事故等による送電停止などの緊急時には、監督員、電気主任技術者から供給者に確実に連絡がとれ、現地での復旧作業などの対応が早急に可能な体制を常時設置すること。また、災害等による送電停止時には、前述の体制で監督員、電気主任技術者、託送者と協議のうえ、復旧作業に協力を行うこと。

(7) 協議窓口

当該契約期間中における本市と供給者との契約条件、契約内容変更、需要施設の設備の変更等に伴う協議窓口は、原則として京都市内とする。ただし、監督員の承諾を得た場合はこの限りではない。

5 特記事項等

(1) 使用電力量の増減予定

当該契約期間内において、当初予定している使用電力量が大幅増減する予定はない。

(2) 計画的な設備改修の予定

当該契約期間内において、大幅な既存電気設備の変更工事、電力引込の変更を伴う工事、大規模な仮設電源の供給の計画はない。ただし、災害、緊急性を伴う公共事業、その他予測不可能な事態が発生した場合はこの限りではない。

(3) 施設の全体停電予定

自家用電気工作物の年次精密点検のため、毎年1回、休業日の9時頃から17時頃までの間、施設全体停電を行う予定である。

(別紙 2)

下京区役所

	最大電力 (KW)	使用電力量 (KW h)
令和 4 年 1 月	3 0 1	5 0, 3 8 6
2 月	3 1 1	4 4, 1 7 1
3 月	2 9 0	3 4, 1 0 7
4 月	1 1 2	2 1, 9 9 0
5 月	1 5 0	2 0, 6 8 0
6 月	1 9 5	3 1, 6 8 9
7 月	1 9 6	4 0, 0 7 1
8 月	2 4 8	4 4, 2 1 0
9 月	1 6 9	3 2, 2 4 0
1 0 月	1 4 4	2 0, 0 6 8
1 1 月	1 3 6	2 1, 3 3 8
令和 3 年 1 2 月	2 8 1	4 0, 1 2 4

電力の供給に係る仕様書

(京 都 市 南 区 役 所)

京都市南区役所地域力推進室

第1 総則

1 趣旨

本仕様書は、京都市南区役所に係る電力の供給における契約に基づく仕様書である。

2 用語の定義

この仕様書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号による。

- (1) この仕様書において、需要施設とは、当該契約における電力供給場所である京都市南区役所をいう。
- (2) 供給者とは、当該契約における需要施設への電力の供給を行う者をいい、本市と電力供給契約を締結する、電気事業法第2条第1項第3号に定義される小売電気事業者をいう。
- (3) 託送者とは、供給者が当該契約の需要施設に電力を供給するための、供給者と需要施設との電線路（送電線、配電線、変電所など）を維持、及び運用する電気事業法第2条第1項第9号に定義される、当該施設を自らの供給区域内とする一般送電事業者をいう。
- (4) 電力会社とは、供給者及び託送者の両者をいう。
- (5) 電気主任技術者とは、電気事業法第43条に基づき選任された主任技術者をいい、当該契約における需要施設の電気工作物に対して経済産業省近畿経済産業局長に届出されている電気主任技術者をいう。
- (6) 監督員とは、京都市契約事務規則第39条に規定する職員をいい、この契約において京都市南区役所地域力推進室に所属する職員をいう。
- (7) 検査員とは、京都市契約事務規則第46条に規定する職員をいい、この契約において京都市南区役所地域力推進室総務・防災課長をいう。

第2 仕様概要等

当該契約における需要施設の概要と供給電力の仕様は次のとおりとする。ただし、文頭に□や■のある項目については■のものを適用し、□のものは適用しないものとする。

1 需要施設概要

- (1) 対象建物 京都市南区役所
- (2) 需要場所 京都市南区西九条南田町1-3
- (3) 業種及び用途 官公庁
- (4) 電気主任技術者 外部委託
- (5) 開庁日時 原則として、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月2日から3日、並びに12月29日から31日まで（以下、「閉庁日」という。）を除く日の、9時から17時まで。

2 供給電力の仕様

(1) 電気方式、標準電圧、計量電圧、標準周波数、受電方式、設備容量、蓄熱設備、発熱設備

契約受電設備等

ア 電気方式 交流 3 相 3 線式

イ 標準電圧 6、600V

ウ 計量電圧 6、600V

エ 標準周波数 60Hz

オ 受電方式 1 回線受電

カ 設備容量 450kVA

キ 蓄熱設備

(ア) 蓄熱設備容量 なし

(イ) 蓄熱専用計量装置の計量電圧 なし

ク 発電設備

(ア) 非常用発電設備 ディーゼル機関発電装置 1φ3w 210/105V15kVA (力率 1.0)

(イ) 常用発電設備 なし

ケ アンシラリーサービス料金対象容量 なし

コ 契約受電設備 別紙 1 (単線結線図) のとおり

(2) 契約電力、予定使用電力量

ア 契約電力

(ア) 契約電力 (常時電力) 137kW

その 1 月の 30 分最大需要電力と前 11 月の 30 分最大需要電力のうち、いずれか大きい値をその 1 月の契約電力とする。

(イ) 契約電力 (予備電力) なし

☐ 常時供給設備等の補修又は事故により生じた不足電力の補給にあてるため、常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で、予備電線路により受電する。

☐ 常時供給設備等の補修又は事故により生じた不足電力の補給にあてるため、常時供給変電所以外の変電所から同位の電圧で、予備電線路により受電する。

イ 予定使用電力量 272,681kWh

(令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの使用量見込み)

ただし、実際に契約期間中に使用される電力量は、この値を上回り、または下回ることができるものとする。また、その予定使用状況については次の各電力使用実績のとおりとする。

(ア) 各月の電力使用実績 (最大需要電力、使用電力量) 別紙 2 のとおり

(イ) 自家発電設備停止時の補給電力使用実績 なし

(3) 契約期間

令和 5 年 4 月 1 日 0 時から令和 6 年 3 月 31 日 24 時まで

(令和 5 年 4 月計量日から令和 6 年 4 月計量日の前日まで)

(4) 需給地点

■ 需要場所構内に本市が設置した引込高圧開閉器電源側接続点 (引込)

(5) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じとする。

(6) 保安上の責任分界点

需給地点に同じとする。ただし、取引用計量装置は託送者の責任とする。

(7) 計量日及び計量

ア 各月の計量日は供給者との協議によりあらかじめ定めた日とする。

イ 計量期間は前月計量日の0時から当月計量日の前日の24時までとする。

ウ 計量は供給者が設置する計量装置により記録された値によるものとする。

エ 計量日を1日以外の任意の日に定めた場合、契約期間の期首及び期末の計量及び計量期間の取り扱いについては協議によりあらかじめ定めることとする。

(8) 電気料金の算定期間

電気の使用に対する代金（以下「電気料金」という。）の算定期間は、前月の計量日から当該月の計量日の前日までの期間とする。ただし、計量日を1日以外の任意の日に定めた場合、契約期間の期首から直後の計量日の前日までの期間、また直前の計量日から契約期間の期末までの期間の取り扱いについては協議によりあらかじめ定めることとする。

(9) 料金制度

ア 料金制度は、基本料金と電力量料金に基づく二部料金制など供給者にて設定することができるものとする。

イ 供給者は、その1月の平均力率により料金の割引、及び割増を行うことができるものとする。

ウ 供給者は、電気料金の算定の基礎となる燃料費等の変動により電力料金単価を変更する必要が生じた場合は、その変動額に応じた料金の割引、及び割増（燃料費調整単価）を行うことができるものとする。

エ 再生可能エネルギー発電促進賦課金については、供給者が定める約款の規定によるものとし、供給者は、その代金を請求することができるものとする。ただし、入札価格の算定には、考慮する必要はないものとする。

オ アンシラリーサービス料金については、供給者が定める約款の規定によるものとし、供給者は、その代金を請求することができるものとする。ただし、入札価格の算定には、考慮する必要はないものとする。

(10) 平均力率

ア 平均力率の算定は、その月の午前8時から午後10時までの時間における平均の力率とする。単位は%とし、小数点以下第1位を四捨五入する。（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は100%とする。）

イ 平均力率の算定式は次のとおりとする。

$$\text{平均力率} = \text{有効電力量} \div \sqrt{((\text{有効電力})^2 + (\text{無効電力量})^2)}$$

ウ 契約期間における当該施設の予定平均力率は100%とする。

3 一般事項

(1) 注記事項

- ア 供給者は、仕様書に明記の無い場合又は疑いを生じた場合においては、監督員と協議する。
- イ 供給者は、仕様書によることが困難又は不都合な場合は、監督員と協議する。
- ウ 供給者は、当該契約内容を変更しようとする場合は、監督員と協議のうえ、その承諾を得る。
- エ 供給者は、本市が締結する別契約の関係業務について監督員の指示により、当該関係者と協力し業務の円滑な進捗を図る。
- オ 供給者は当該契約に関する業務に伴い、廃材、塵、配線屑等が発生した場合は、そのすべてを構外に搬出し、関係法令などに従い適切に処理する。

(2) 連絡体制

供給者は当該契約締結後速やかに次の内容を記した書類を代表者の記名押印の後、監督員に提出すること。

- ア 緊急時の連絡体制及び作業体制表
- イ 当該契約担当者名、組織図及び連絡先
- ウ 協議窓口の所在地

(3) 報告

供給者は計量装置の検針結果をその都度、監督員に報告する。また、当該契約にかかわる不測の事態が発生した場合などについても早急に監督員に報告し、その指示を受けて調整を行う。
なお、報告は監督員の承諾を受けた場合を除き、原則として書面にて行う。

(4) 検査

- ア 供給者は、当該契約の内容が完了したときは、検査員の検査を受けなければならない。
- イ 前項の規定により難しい場合は、検査員の指示により、中間検査とすることが出来る。

(5) 資料の提供

- ア 供給者は、電力の使用及び電気料金に関する資料を監督員から求められた場合は、速やかに応じなければならない。
なお、資料の様式及び提出方法については監督員の指示による。
- イ 供給者は、契約期間の終了に伴い契約期間中の月次毎の契約電力、最大需要電力、使用電力量等を書面で監督員に提出すること。
なお、様式及び提出方法については監督員の指示による。

4 その他

(1) 暫定運用について

通信工事が契約開始までに完了しない場合、通信工事が完了するまでの間については、同時同量データを運用できない恐れがあるため暫定運用が供給開始の条件となる。

(2) 設備の状況及び変更等

当該契約期間中における需要施設の変更等における技術的な協議については、監督員、電気主任技術者、供給者及び託送者の4者によることとし、その決定については4者の合意によるものとする。

(3) 負担金等

供給点変更などに伴う需要施設を除いた託送者設備の工事に係る費用の負担については、原則として託送者の電気供給約款等に準ずるものとする。また、需要施設の工事、保守点検作業、不慮の事故等に伴う託送者区分開閉器操作などの電力会社の作業に係る費用は、すべて供給者の負担とする。

(4) 取引用計量装置

最大電力及び使用電力量を計量する取引用計量装置（計器用変成器、積算電力量計、遠隔検針装置などの供給電力の検針に係るすべての設備を含む。）の設置、取替え、移設、並びに撤去の必要が生じた場合には、その作業及び費用負担は本市の責に帰すべき事由による場合を除き原則として供給者が行うものとし、その機器類についての保安上の責任はすべて供給者とする。ただし、設置場所は需要施設の施設内を無償で貸与する。また、遠隔検針の通信に係る一切の費用についても、すべて供給者の負担とする。

(5) 送電の停止

供給者は、電力会社の都合等により契約期間中にやむを得ず当該施設への送電を一時停止する必要がある場合には、事前に監督員、電気主任技術者と十分な協議を行い、監督員の承諾を得るものとする。また、電力会社設備の不慮の事故等に伴う当該需要設備への送電停止の際には、供給者は速やかに監督員、電気主任技術者へその原因、状況、復旧予定などの関連情報を連絡すること。

(6) 緊急時の対応

事故等による送電停止などの緊急時には、監督員、電気主任技術者から供給者に確実に連絡がとれ、現地での復旧作業などの対応が早急に可能な体制を常時設置すること。また、災害等による送電停止時には、前述の体制で監督員、電気主任技術者、託送者と協議のうえ、復旧作業に協力を行うこと。

(7) 協議窓口

当該契約期間中における本市と供給者との契約条件、契約内容変更、需要施設の設備の変更等に伴う協議窓口は、原則として京都市内とする。ただし、監督員の承諾を得た場合はこの限りではない。

5 特記事項等

(1) 使用電力量の増減予定

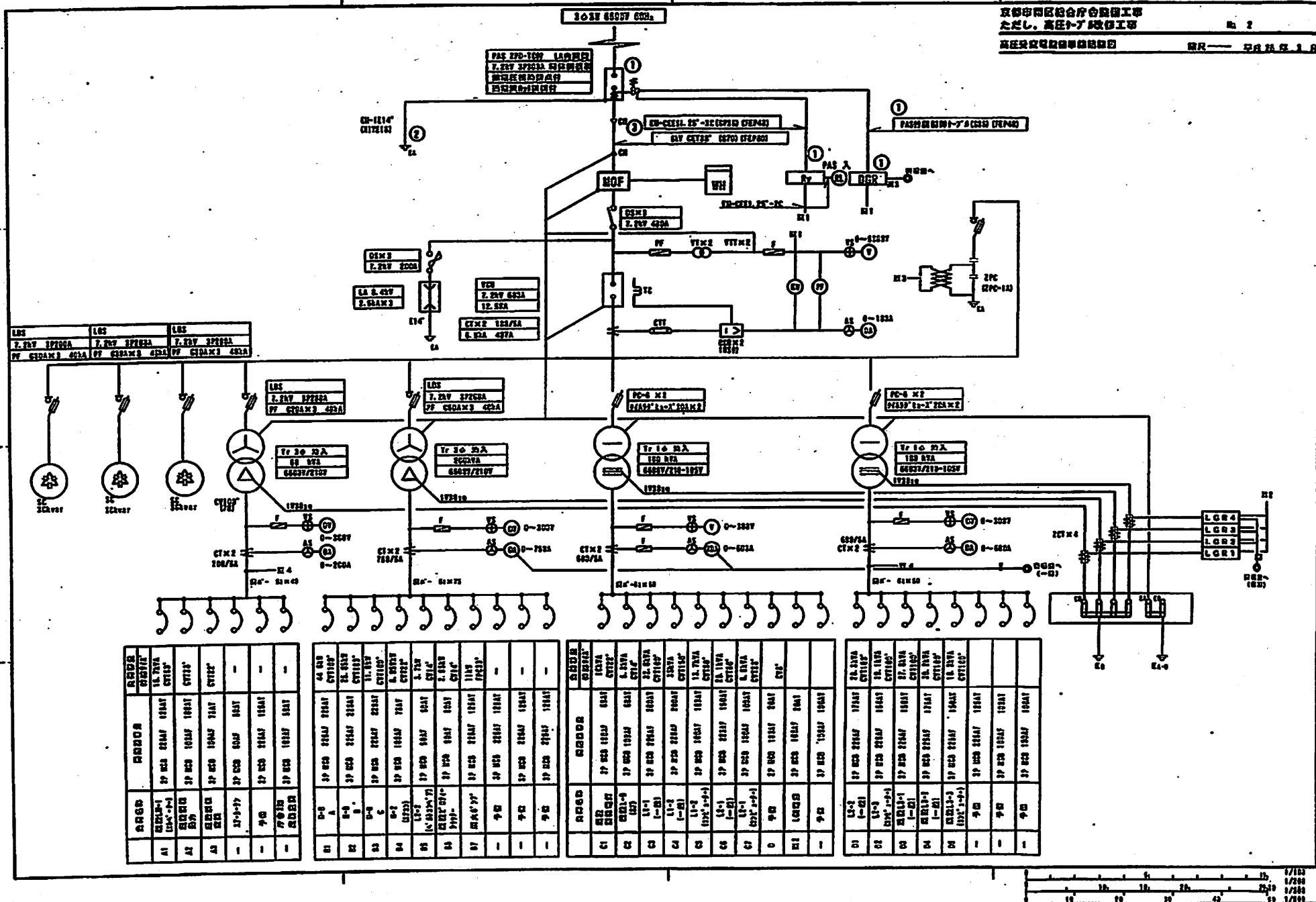
当該契約期間内において、当初予定している使用電力量が大幅増減する予定はない。

(2) 計画的な設備改修の予定

当該契約期間内において、大幅な既存電気設備の変更工事、電力引込の変更を伴う工事、大規模な仮設電源の供給の計画はない。ただし、災害、緊急性を伴う公共事業、その他予測不可能な事態が発生した場合はこの限りではない。

(3) 施設の全体停電予定

自家用電気工作物の年次精密点検のため、毎年1回、休業日の9時頃から17時頃までの間、施設全体停電を行う予定である。



(別紙 2)
南区役所

	最大電力 (KW)	使用電力量 (KW h)
令和 4 年 1 月	1 3 7	2 3, 0 3 0
2 月	1 3 7	2 1, 9 6 4
3 月	1 3 7	2 4, 6 9 6
4 月	1 3 7	1 2, 7 3 6
5 月	1 3 7	1 3, 2 1 5
6 月	1 3 7	2 9, 1 1 8
7 月	1 3 7	3 7, 7 3 7
8 月	1 3 6	3 1, 0 3 2
9 月	1 3 6	2 5, 6 7 1
1 0 月	1 1 8	1 2, 4 4 2
1 1 月	1 1 8	1 3, 6 9 7
令和 3 年 1 2 月	1 3 7	2 7, 3 4 3

電力の供給に係る仕様書

(京都市右京区役所京北出張所)

京都市右京区役所京北出張所

第1 総則

1 趣旨

本仕様書は、京都市右京区役所京北出張所に係る電力の供給における契約に基づく仕様書である。

2 用語の定義

この仕様書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号による。

- (1) この仕様書において、需要施設とは、当該契約における電力供給場所である京都市右京区役所京北出張所をいう。
- (2) 供給者とは、当該契約における需要施設への電力の供給を行う者をいい、本市と電力供給契約を締結する、電気事業法第2条第1項第3号に定義される小売電気事業者をいう。
- (3) 託送者とは、供給者が当該契約の需要施設に電力を供給するための、供給者と需要施設との電線路（送電線、配電線、変電所など）を維持、及び運用する電気事業法第2条第1項第9号に定義される、当該施設を自らの供給区域内とする一般送電事業者をいう。
- (4) 電力会社とは、供給者及び託送者の両者をいう。
- (5) 電気主任技術者とは、電気事業法第43条に基づき選任された主任技術者をいい、当該契約における需要施設の電気工作物に対して経済産業省近畿経済産業局長に届出されている電気主任技術者をいう。
- (6) 監督員とは、京都市契約事務規則第39条に規定する職員をいい、この契約において京都市右京区役所京北出張所に所属する職員をいう。
- (7) 検査員とは、京都市契約事務規則第46条に規定する職員をいい、この契約において京都市右京区役所京北出張所次長をいう。

第2 仕様概要等

当該契約における需要施設の概要と供給電力の仕様は次のとおりとする。ただし、文頭に□や■のある項目については■のものを適用し、□のものは適用しないものとする。

1 需要施設概要

- (1) 対象建物 京都市右京区役所京北出張所
- (2) 需要場所 京都市右京区京北周山町上寺田1番地1
- (3) 業種及び用途 官公庁
- (4) 電気主任技術者 外部委託
- (5) 開庁日時 原則として、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月2日から3日、並びに12月29日から31日まで（以下、「閉庁日」という。）を除く日の、9時から17時まで。

2 供給電力の仕様

(1) 電気方式、標準電圧、計量電圧、標準周波数、受電方式、設備容量、蓄熱設備、発熱設備

契約受電設備等

ア 電気方式 交流 3 相 3 線式

イ 標準電圧 6,600V

ウ 計量電圧 6,600V

エ 標準周波数 60Hz

オ 受電方式 1 回線受電

カ 設備容量 450kVA

キ 蓄熱設備

(ア) 蓄熱設備容量 なし

(イ) 蓄熱専用計量装置の計量電圧 なし

ク 発電設備

(ア) 非常用発電設備 ディーゼル機関発電装置 220V 82kVA

(イ) 常用発電設備 なし

ケ アンシラリーサービス料金対象容量 なし

コ 契約受電設備 別紙 1 (単線結線図) のとおり

(2) 契約電力、予定使用電力量

ア 契約電力

(ア) 契約電力 (常時電力) 135kW

その 1 月の 30 分最大需要電力と前 11 月の 30 分最大需要電力のうち、いずれか大きい値をその 1 月の契約電力とする。

(イ) 契約電力 (予備電力) なし

☐ 常時供給設備等の補修又は事故により生じた不足電力の補給にあてるため、常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で、予備電線路により受電する。

☐ 常時供給設備等の補修又は事故により生じた不足電力の補給にあてるため、常時供給変電所以外の変電所から同位の電圧で、予備電線路により受電する。

イ 予定使用電力量 234,812kWh

(令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの使用量見込み)

ただし、実際に契約期間中に使用される電力量は、この値を上回り、または下回ることができるものとする。また、その予定使用状況については次の各電力使用実績のとおりとする。

(ア) 各月の電力使用実績 (最大需要電力、使用電力量) 別紙 2 のとおり

(イ) 自家発電設備停止時の補給電力使用実績 なし

(3) 契約期間

令和 5 年 4 月 1 日 0 時から令和 6 年 3 月 31 日 24 時まで

(令和 5 年 4 月 計量日から令和 6 年 4 月 計量日の前日まで)

(4) 需給地点

■ 需要場所構内に本市が設置した引込高圧開閉器電源側接続点 (引込)

(5) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じとする。

(6) 保安上の責任分界点

需給地点に同じとする。ただし、取引用計量装置は託送者の責任とする。

(7) 計量日及び計量

ア 各月の計量日は供給者との協議によりあらかじめ定めた日とする。

イ 計量期間は前月計量日の0時から当月計量日の前日の24時までとする。

ウ 計量は供給者が設置する計量装置により記録された値によるものとする。

エ 計量日を1日以外の任意の日に定めた場合、契約期間の期首及び期末の計量及び計量期間の取り扱いについては協議によりあらかじめ定めることとする。

(8) 電気料金の算定期間

電気の使用に対する代金（以下「電気料金」という。）の算定期間は、前月の計量日から当該月の計量日の前日までの期間とする。ただし、計量日を1日以外の任意の日に定めた場合、契約期間の期首から直後の計量日の前日までの期間、また直前の計量日から契約期間の期末までの期間の取り扱いについては協議によりあらかじめ定めることとする。

(9) 料金制度

ア 料金制度は、基本料金と電力量料金に基づく二部料金制など供給者にて設定することができるものとする。

イ 供給者は、その1月の平均力率により料金の割引、及び割増を行うことができるものとする。

ウ 供給者は、電気料金の算定の基礎となる燃料費等の変動により電力料金単価を変更する必要が生じた場合は、その変動額に応じた料金の割引、及び割増（燃料費調整単価）を行うことができるものとする。

エ 再生可能エネルギー発電促進賦課金については、供給者が定める約款の規定によるものとし、供給者は、その代金を請求することができるものとする。ただし、入札価格の算定には、考慮する必要はないものとする。

オ アンシラリーサービス料金については、供給者が定める約款の規定によるものとし、供給者は、その代金を請求することができるものとする。ただし、入札価格の算定には、考慮する必要はないものとする。

(10) 平均力率

ア 平均力率の算定は、その月の午前8時から午後10時までの時間における平均の力率とする。単位は%とし、小数点以下第1位を四捨五入する。（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は100%とする。）

イ 平均力率の算定式は次のとおりとする。

$$\text{平均力率} = \text{有効電力量} \div \sqrt{((\text{有効電力})^2 + (\text{無効電力量})^2)}$$

ウ 契約期間における当該施設の予定平均力率は100%とする。

3 一般事項

(1) 注記事項

- ア 供給者は、仕様書に明記の無い場合又は疑いを生じた場合においては、監督員と協議する。
- イ 供給者は、仕様書によることが困難又は不都合な場合は、監督員と協議する。
- ウ 供給者は、当該契約内容を変更しようとする場合は、監督員と協議のうえ、その承諾を得る。
- エ 供給者は、本市が締結する別契約の関係業務について監督員の指示により、当該関係者と協力し業務の円滑な進捗を図る。
- オ 供給者は当該契約に関する業務に伴い、廃材、塵、配線屑等が発生した場合は、そのすべてを構外に搬出し、関係法令などに従い適切に処理する。

(2) 連絡体制

供給者は当該契約締結後速やかに次の内容を記した書類を代表者の記名押印の後、監督員に提出すること。

- ア 緊急時の連絡体制及び作業体制表
- イ 当該契約担当者名、組織図及び連絡先
- ウ 協議窓口の所在地

(3) 報告

供給者は計量装置の検針結果をその都度、監督員に報告する。また、当該契約にかかわる不測の事態が発生した場合などについても早急に監督員に報告し、その指示を受けて調整を行う。
なお、報告は監督員の承諾を受けた場合を除き、原則として書面にて行う。

(4) 検査

- ア 供給者は、当該契約の内容が完了したときは、検査員の検査を受けなければならない。
- イ 前項の規定により難しい場合は、検査員の指示により、中間検査とすることが出来る。

(5) 資料の提供

- ア 供給者は、電力の使用及び電気料金に関する資料を監督員から求められた場合は、速やかに応じなければならない。
なお、資料の様式及び提出方法については監督員の指示による。
- イ 供給者は、契約期間の終了に伴い契約期間中の月次毎の契約電力、最大需要電力、使用電力量等を書面で監督員に提出すること。
なお、様式及び提出方法については監督員の指示による。

4 その他

(1) 暫定運用について

通信工事が契約開始までに完了しない場合、通信工事が完了するまでの間については、同時同量データを運用できない恐れがあるため暫定運用が供給開始の条件となる。

(2) 設備の状況及び変更等

当該契約期間中における需要施設の変更等における技術的な協議については、監督員、電気主任技術者、供給者及び託送者の4者によることとし、その決定については4者の合意によるものとする。

(3) 負担金等

供給点変更などに伴う需要施設を除いた託送者設備の工事に係る費用の負担については、原則として託送者の電気供給約款等に準ずるものとする。また、需要施設の工事、保守点検作業、不慮の事故等に伴う託送者区分開閉器操作などの電力会社の作業に係る費用は、すべて供給者の負担とする。

(4) 取引用計量装置

最大電力及び使用電力量を計量する取引用計量装置（計器用変成器、積算電力量計、遠隔検針装置などの供給電力の検針に係るすべての設備を含む。）の設置、取替え、移設、並びに撤去の必要が生じた場合には、その作業及び費用負担は本市の責に帰すべき事由による場合を除き原則として供給者が行うものとし、その機器類についての保安上の責任はすべて供給者とする。ただし、設置場所は需要施設の施設内を無償で貸与する。また、遠隔検針の通信に係る一切の費用についても、すべて供給者の負担とする。

(5) 送電の停止

供給者は、電力会社の都合等により契約期間中にやむを得ず当該施設への送電を一時停止する必要がある場合には、事前に監督員、電気主任技術者と十分な協議を行い、監督員の承諾を得るものとする。また、電力会社設備の不慮の事故等に伴う当該需要設備への送電停止の際には、供給者は速やかに監督員、電気主任技術者へその原因、状況、復旧予定などの関連情報を連絡すること。

(6) 緊急時の対応

事故等による送電停止などの緊急時には、監督員、電気主任技術者から供給者に確実に連絡がとれ、現地での復旧作業などの対応が早急に可能な体制を常時設置すること。また、災害等による送電停止時には、前述の体制で監督員、電気主任技術者、託送者と協議のうえ、復旧作業に協力を行うこと。

(7) 協議窓口

当該契約期間中における本市と供給者との契約条件、契約内容変更、需要施設の設備の変更等に伴う協議窓口は、原則として京都市内とする。ただし、監督員の承諾を得た場合はこの限りではない。

5 特記事項等

(1) 使用電力量の増減予定

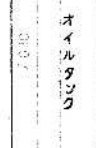
当該契約期間内において、当初予定している使用電力量が大幅増減する予定はない。

(2) 計画的な設備改修の予定

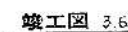
当該契約期間内において、大幅な既存電気設備の変更工事、電力引込の変更を伴う工事、大規模な仮設電源の供給の計画はない。ただし、災害、緊急性を伴う公共事業、その他予測不可能な事態が発生した場合はこの限りではない。

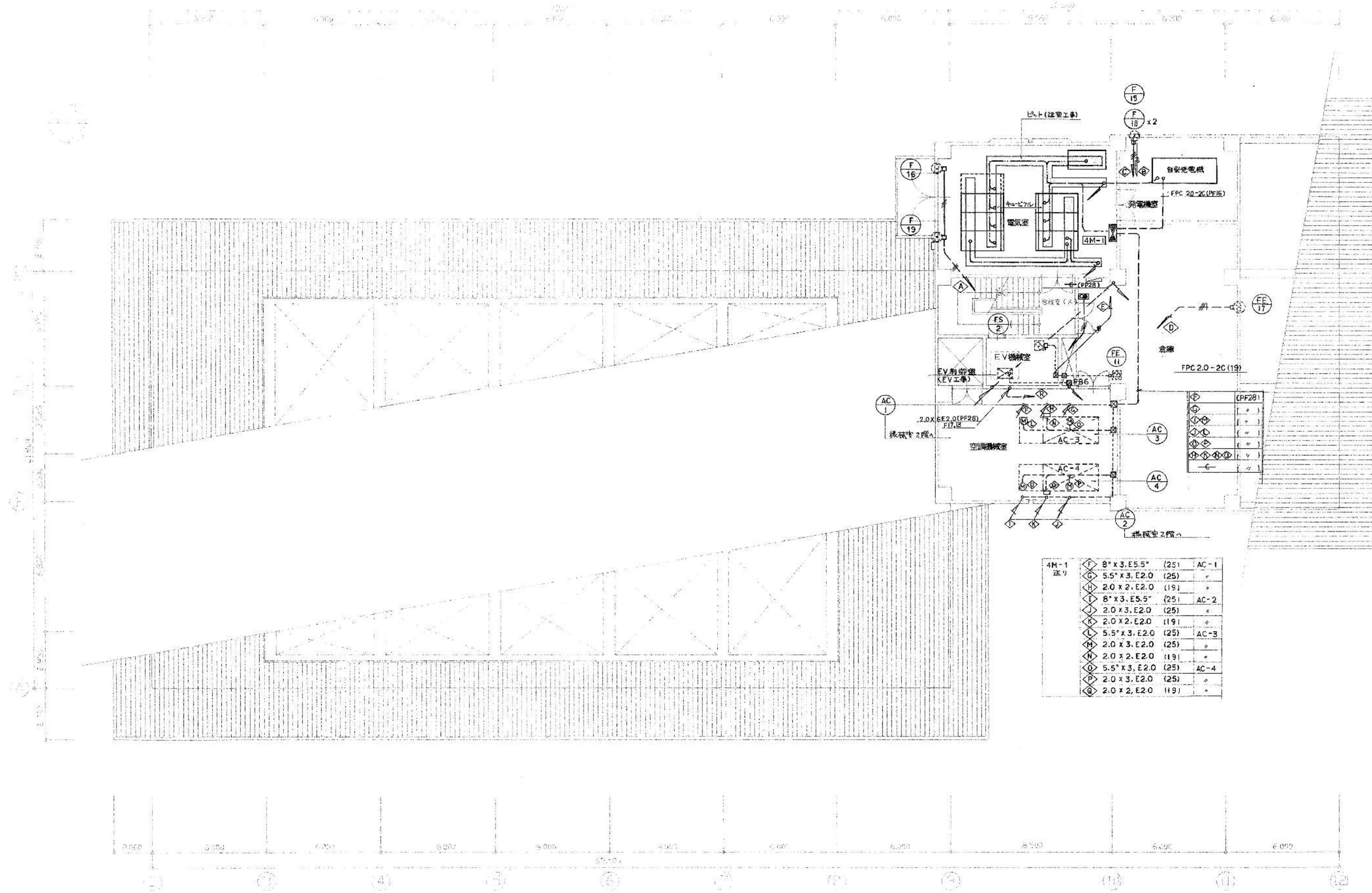
(3) 施設の全体停電予定

自家用電気工作物の年次精密点検のため、毎年1回、休業日の9時頃から17時頃までの間、施設全体停電を行う予定である。



工事番号 NO.	京北町校場倉新築工事設計図	H 6年 2月	一級建築士事務所 株式会社 田中正造建築事務所	図面番号 NO.	243
総設計設備 1階平面図	5. 1/100	原 査	設 計	製 図	E-16





< 注 記 事 項 >

- 1 施工日時、作業時間等については、施設運営に支障がないよう監督職員と打合せを行い、工場の調整を行うこと。
- 2 工事車両出入口、駐車スペース、資材置場等については、監督職員打合せのうえ決定すること。
- 3 大型車が出入りするときは、事前に監督職員と協議すること。
- 4 施工以外の部分に汚損のないよう十分注意し、汚損があった場合は請負者において速やかに現状復旧を行うこと。特に側溝及び舗装等に注意すること。
- 5 引込柱について受水槽ポンプ室付近で最大限開く位置に確保すること。
- 6 支線(北東方向)は、敷地境界付近で駐車スペースに支障が少ない位置に設置すること。
- 7 支線(北西方向)は、受水槽ポンプ室の支障がない位置に設置すること。
- 8 上記設置位置について電力会社と調整し、監督職員と協議し決定すること。
- 9 上記設置位置について既設埋設管(電線管、給水管等)及び構造物があるため、試験を行い、支障がない箇所に設置すること。
- 10 既設電力柱から引込柱までの高圧線は、電力会社で行うため、電力会社と調整を行い、施工すること。電力会社高圧線の施工費用は、京都市負担で行う。
- 11 車止めは、車が引込柱に衝突しにくい目印となる位置に設置すること。
- 12 上記設置位置について監督職員と協議し決定すること。
- 13 上記施工箇所について既設埋設管(電線管、給水管等)及び構造物があるため、試験を行い、支障がない箇所に設置すること。
- 14 工事前に現状を調査し、疑義がある場合は監督職員と協議を行うこと。

京都市右京区役所京北出張所整備工事
ただし、高圧ケーブル改修工事

完成図 No.4 10 枚の内

付近見取図、配置図(改修)

縮尺 1/2500・1/300 平成 26 年 3 月

整備支援課

工事場所
京都市右京区役所京北出張所
京都市右京区京北周山町上寺田1番地の1



付近見取図 1/2,500

配置図 1/300

交通誘導員					
交通誘導員については下表の通り計上しているが、条件の変更等によって員数に増減が生じた場合は監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。					
配置場所	交通誘導員	編 成	昼夜別	日数	延べ人数
本図で重機の設置を予定している場所	1名/日	交通誘導員A: 0名 交通誘導員B: 1名	昼間	1日	1人
交通誘導員Aとは					
警備業者の警備員(警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう。以下同じ。)で、交通誘導業務(警備員等の検定等に関する規則第1条第4項に規定する交通誘導業務をいう。)に従事する交通誘導業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員					
交通誘導員Bとは					
警備業者の警備員のうち、交通誘導員Aのほか、交通の誘導に従事する警備員					

凡例(特記なき配管配線等は下記の通りとする)

記号	名称・仕様	備考	記号	名称・仕様	備考
----	架空配線		①	6kV EM-CET38" マネジ・ワイヤ-38"	
- - - -	露出配管		②	6kV EM-CET38" (G75) 塗装	
----	天井内パイプ		③	6kV EM-CET38" (FEP80)	
□PB1	PB.SS 600×600×400 SUS WP ET付 指定色焼付塗装品		④	6kV EM-CET38" (G75) 錆止塗装	
□PB2	PB.SS 600×600×400 錆止 ET付		⑤	PAS付風制御ケーブル マネジ・ワイヤ-22"	
□PB3	PB.SS 300×300×200 SUS WP ET付 指定色焼付塗装品		⑥	PAS付風制御ケーブル (G31) 塗装	
□PB4	PB.SS 300×300×200 錆止 ET付		⑦	PAS付風制御ケーブル 天井内パイプ	
●防火	壁・床・天井はつり及び復旧 防火: 防火区画処理共	リイメント・カッター	⑧	PAS付風制御ケーブル (G31) 錆止塗装	
●	壁・床・天井はつり及び復旧	リイメント・カッター			
♂♂♂	立上げ、素通し、引下げ				
GM	交通誘導員の配置位置を示す				
■	撤去(復旧共)箇所を示す				

京都市右京区役所京北出張所整備工事
ただし、高圧ケーブル改修工事

完成図 No.5 10 枚の内

4階平面図(改修)

縮尺

1/50

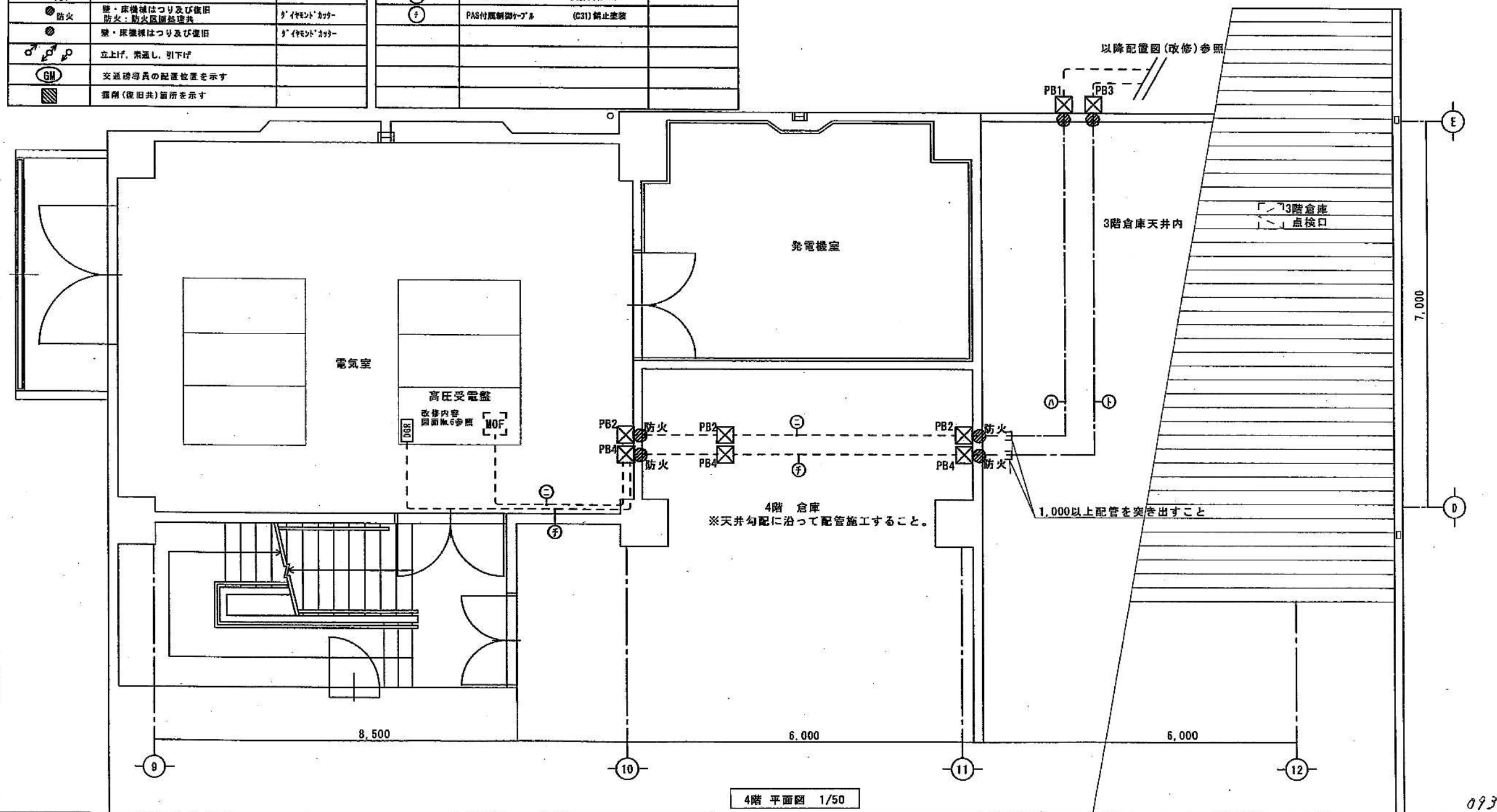
平成 25 年 3 月

整備支援課

課長

課長補佐・係長

係員



4階 平面図 1/50

093

093

<改修内容及び注記事項>

① 高圧気中開閉器(PAS)及び地絡継電器(DGR)の設置

PAS(7.2kV 300A 定格短時間遮断電流 12.5kA・1秒 方向性 3P1L3線型外型 ZPD・TC・S08機能付、LA内蔵型、PAS付風制ケーブル付)を新設する。
引込柱(詳細は、図面No.7参照)を新設し、PASを設置する。
高圧受電盤に設置の既設DGRを撤去し、DGR(PAS付風制 屋内埋込型)を設置する。

② PAS用A種接地及び接地端子箱の設置

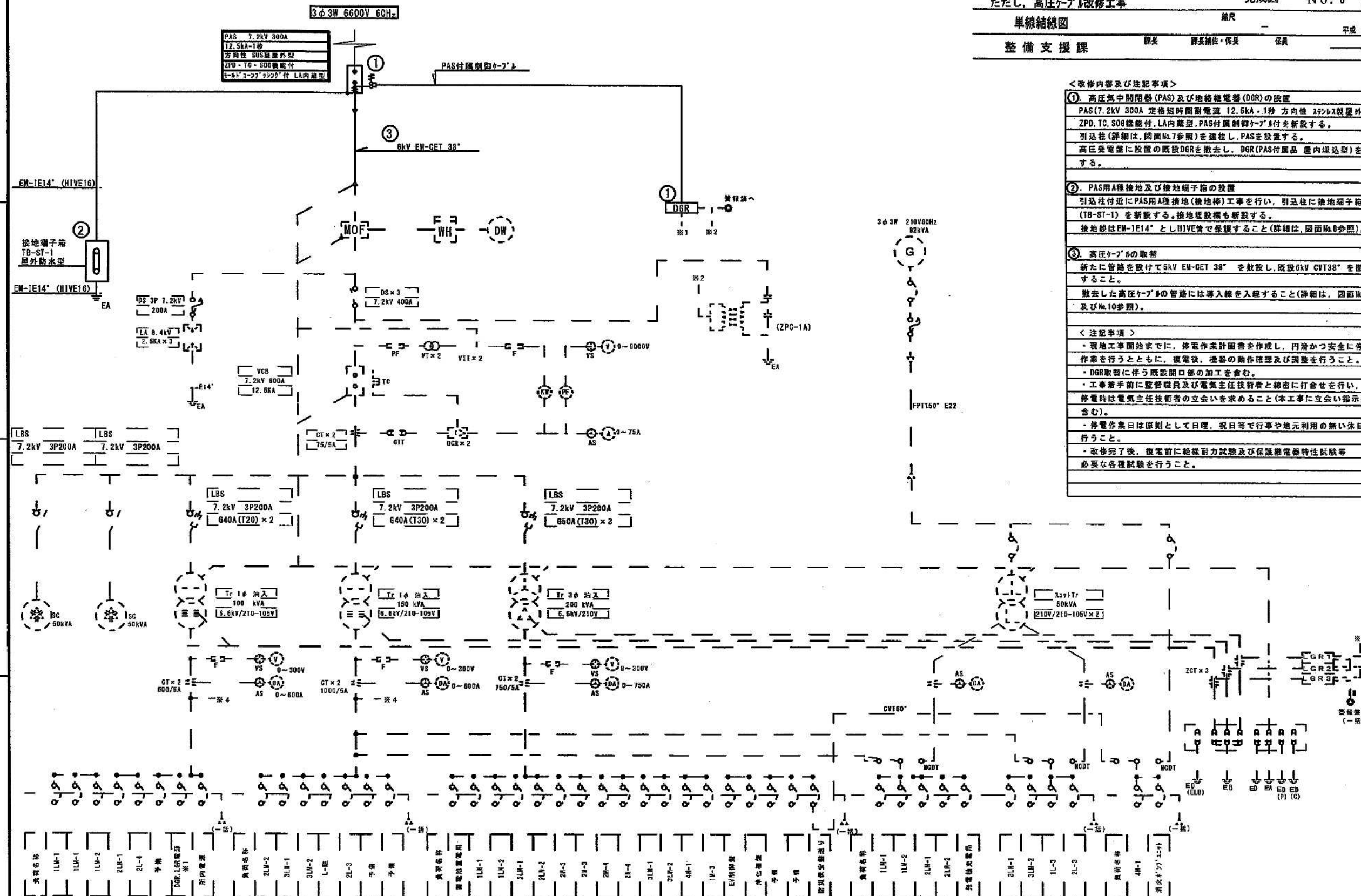
引込柱付近にPAS用A種接地(接地棒)工事を行い、引込柱に接地端子箱(TB-ST-1)を新設する。接地棒設置も新設する。
接地線はEM-1E14*としHIVE管で保護すること(詳細は、図面No.8参照)。

③ 高圧ケーブルの取替

新たに管路を敷設して6kV EM-GET 38* を敷設し、既設6kV CVT38* を撤去すること。
撤去した高圧ケーブルの管路には導入線を入線すること(詳細は、図面No.9及びNo.10参照)。

<注記事項>

- ・現地工事開始までに、停電作業計画書を作成し、円滑かつ安全に停電作業を行うとともに、復電後、機器の動作確認及び調整を行うこと。
- ・DGR取替に伴う既設開口部の加工を含む。
- ・工事着手前に監督職員及び電気主任技術者と結密に打合せを行い、高圧停電時は電気主任技術者の立会いを求めること(本工事に立会い指示費を含む)。
- ・停電作業日は原則として日曜、祝日等で行事や地元利用の無い休日に行うこと。
- ・改修完了後、復電前に絶縁耐力試験及び保護継電器特性試験等必要な各種試験を行うこと。



引込柱詳細図

縮尺 1/50

平成 26 年 3 月

整備支援課

課長

課長補佐・係長

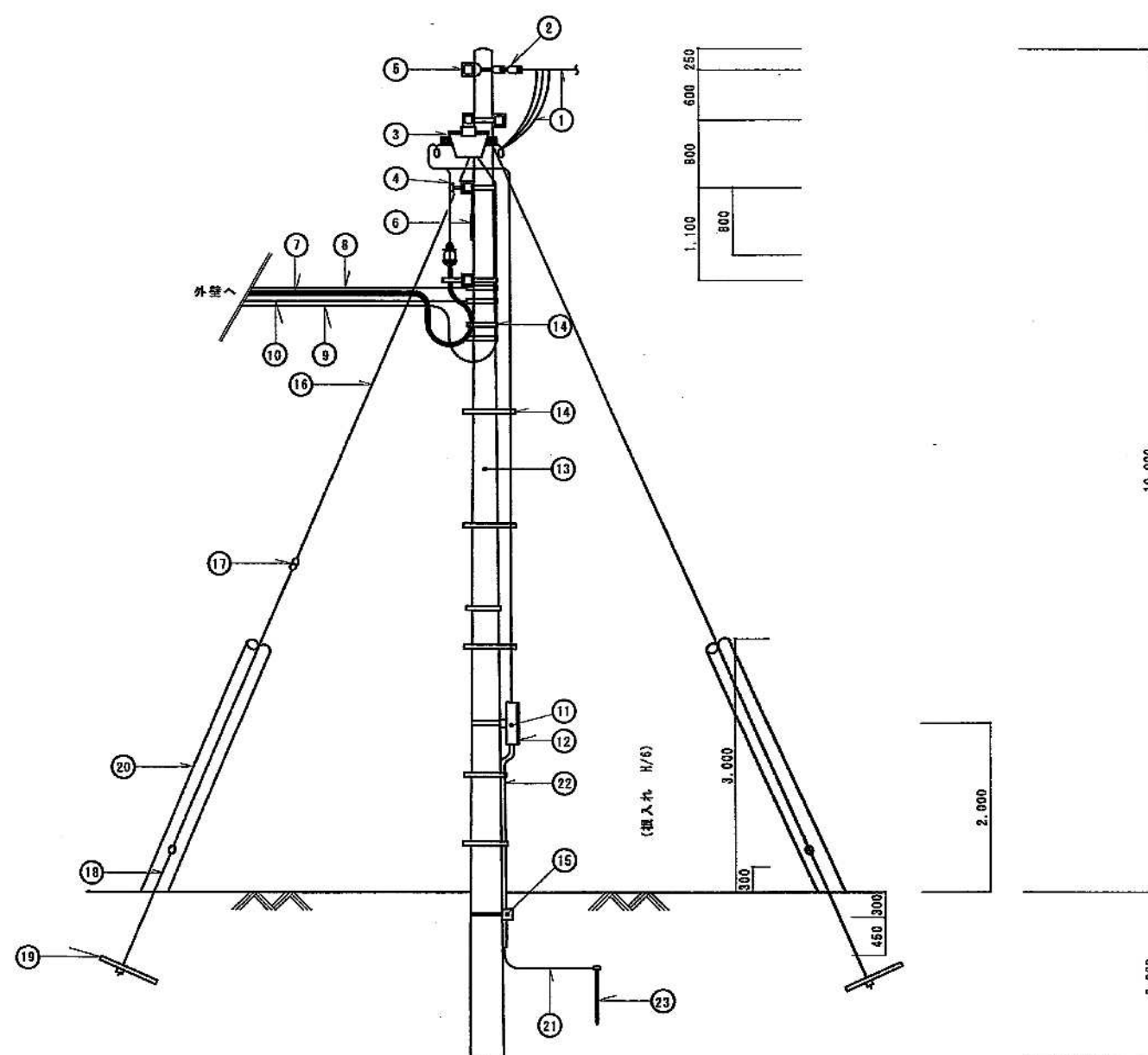
係員

引込柱材料一覧

記号	名 称	備 考
①	電力会社送電線	3φ3W 6.6KV 60Hz (別途電力会社工事)
②	高圧耐張端子	(別途電力会社工事)
③	高圧集中負荷開閉器 (PAS)	ステンレス製
④	高圧ピン端子	
⑤	鋼金	
⑥	アームタイ	
⑦	高圧ケーブル	6kV EM-CET38"
⑧	メッシュワイヤー-38"	
⑨	PAS付屋外用ケーブル	
⑩	メッシュワイヤー-22"	
⑪	接地端子箱	TB-ST-1 屋外用 防水型 ステンレス製
⑫	接地埋設管	
⑬	コンクリート柱	12-19-500
⑭	支線バンド	ステンレス製
⑮	根かせ	電力用 (n'nt'付)
⑯	支線	38"
⑰	玉がいし	
⑱	支線棒	
⑲	支線アンカー	
⑳	支線保護カバー	黄黒色
㉑	接地線	EM-1E14"
㉒	同上保護管	HIVE管
㉓	接地棒	EA種接地

注記事項

1. 接地線を柱上に立ち上げる場合は、その下部地表面から長さ3.0m以上を保護管で保護すること。
2. 保護管はケーブル保護管支持n'nt'で堅固に取付けること。
3. メッシュワイヤーには接地線を接続すること。
4. 引き込み柱アームの端部にはキャップを付けること。
5. 本図は12m引込柱を示す。
6. 記入寸法は参考とする。



引込柱詳細図 1/50

(別紙 2)

右京区役所京北出張所

	最大電力 (KW)	使用電力量 (KW h)
令和 4 年 1 月	99	20173
2 月	102	22495
3 月	89	19090
4 月	84	17133
5 月	53	11762
6 月	107	13842
7 月	118	24926
8 月	130	27153
9 月	127	27163
1 0 月	101	16867
1 1 月	55	13031
令和 3 年 1 2 月	90	21177

電力の供給に係る仕様書

(京 都 市 西 京 区 役 所)

京都市西京区役所地域力推進室

第1 総則

1 趣旨

本仕様書は、京都市西京区役所に係る電力の供給における契約に基づく仕様書である。

2 用語の定義

この仕様書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号による。

- (1) この仕様書において、需要施設とは、当該契約における電力供給場所である京都市西京区役所をいう。
- (2) 供給者とは、当該契約における需要施設への電力の供給を行う者をいい、本市と電力供給契約を締結する、電気事業法第2条第1項第3号に定義される小売電気事業者をいう。
- (3) 託送者とは、供給者が当該契約の需要施設に電力を供給するための、供給者と需要施設との電線路（送電線、配電線、変電所など）を維持、及び運用する電気事業法第2条第1項第9号に定義される、当該施設を自らの供給区域内とする一般送電事業者をいう。
- (4) 電力会社とは、供給者及び託送者の両者をいう。
- (5) 電気主任技術者とは、電気事業法第43条に基づき選任された主任技術者をいい、当該契約における需要施設の電気工作物に対して経済産業省近畿経済産業局長に届出されている電気主任技術者をいう。
- (6) 監督員とは、京都市契約事務規則第39条に規定する職員をいい、この契約において京都市西京区役所地域力推進室に所属する職員をいう。
- (7) 検査員とは、京都市契約事務規則第46条に規定する職員をいい、この契約において京都市西京区役所地域力推進室総務・防災課長をいう。

第2 仕様概要等

当該契約における需要施設の概要と供給電力の仕様は次のとおりとする。ただし、文頭に□や■のある項目については■のものを適用し、□のものは適用しないものとする。

1 需要施設概要

- (1) 対象建物 京都市西京区役所
- (2) 需要場所 京都市西京区上桂森下町25-1
- (3) 業種及び用途 官公庁
- (4) 電気主任技術者 外部委託
- (5) 開庁日時 原則として、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月2日から3日、並びに12月29日から31日まで（以下、「閉庁日」という。）を除く日の、9時から17時まで。

2 供給電力の仕様

(1) 電気方式、標準電圧、計量電圧、標準周波数、受電方式、設備容量、蓄熱設備、発熱設備 契約受電設備等

ア 電気方式	<u>交流 3 相 3 線式</u>
イ 標準電圧	<u>6、600V</u>
ウ 計量電圧	<u>6、600V</u>
エ 標準周波数	<u>60Hz</u>
オ 受電方式	<u>1 回線受電</u>
カ 設備容量	<u>420kVA</u>
キ 蓄熱設備	
(ア) 蓄熱設備容量	<u>なし</u>
(イ) 蓄熱専用計量装置の計量電圧	<u>なし</u>
ク 発電設備	
(ア) 非常用発電設備	<u>ディーゼル機関発電装置 1φ3w110/200V15kVA</u>
(イ) 常用発電設備	<u>なし</u>
ケ アンシラリーサービス料金対象容量	<u>なし</u>
コ 契約受電設備	<u>別紙 1 (単線結線図) のとおり</u>

(2) 契約電力、予定使用電力量

ア 契約電力

- (ア) 契約電力 (常時電力) 91kW
その 1 月の 30 分最大需要電力と前 11 月の 30 分最大需要電力のうち、いずれか大きい値をその 1 月の契約電力とする。
- (イ) 契約電力 (予備電力) なし
- ☐ 常時供給設備等の補修又は事故により生じた不足電力の補給にあてるため、常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で、予備電線路により受電する。
- ☐ 常時供給設備等の補修又は事故により生じた不足電力の補給にあてるため、常時供給変電所以外の変電所から同位の電圧で、予備電線路により受電する。

イ 予定使用電力量 200,395kWh

(令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの使用量見込み)

ただし、実際に契約期間中に使用される電力量は、この値を上回り、または下回ることができるものとする。また、その予定使用状況については次の各電力使用実績のとおりとする。

- (ア) 各月の電力使用実績 (最大需要電力、使用電力量) 別紙 2 のとおり
- (イ) 自家発電設備停止時の補給電力使用実績 なし

(3) 契約期間

令和 5 年 4 月 1 日 0 時から令和 6 年 3 月 31 日 24 時まで

(令和 5 年 4 月計量日から令和 6 年 4 月計量日の前日まで)

(4) 需給地点

- 需要場所構内に本市が設置した引込高圧開閉器電源側接続点 (引込)

(5) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じとする。

(6) 保安上の責任分界点

需給地点に同じとする。ただし、取引用計量装置は託送者の責任とする。

(7) 計量日及び計量

ア 各月の計量日は供給者との協議によりあらかじめ定めた日とする。

イ 計量期間は前月計量日の0時から当月計量日の前日の24時までとする。

ウ 計量は供給者が設置する計量装置により記録された値によるものとする。

エ 計量日を1日以外の任意の日に定めた場合、契約期間の期首及び期末の計量及び計量期間の取り扱いについては協議によりあらかじめ定めることとする。

(8) 電気料金の算定期間

電気の使用に対する代金（以下「電気料金」という。）の算定期間は、前月の計量日から当該月の計量日の前日までの期間とする。ただし、計量日を1日以外の任意の日に定めた場合、契約期間の期首から直後の計量日の前日までの期間、また直前の計量日から契約期間の期末までの期間の取り扱いについては協議によりあらかじめ定めることとする。

(9) 料金制度

ア 料金制度は、基本料金と電力量料金に基づく二部料金制など供給者にて設定することができるものとする。

イ 供給者は、その1月の平均力率により料金の割引、及び割増を行うことができるものとする。

ウ 供給者は、電気料金の算定の基礎となる燃料費等の変動により電力料金単価を変更する必要が生じた場合は、その変動額に応じた料金の割引、及び割増（燃料費調整単価）を行うことができるものとする。

エ 再生可能エネルギー発電促進賦課金については、供給者が定める約款の規定によるものとし、供給者は、その代金を請求することができるものとする。ただし、入札価格の算定には、考慮する必要はないものとする。

オ アンシラリーサービス料金については、供給者が定める約款の規定によるものとし、供給者は、その代金を請求することができるものとする。ただし、入札価格の算定には、考慮する必要はないものとする。

(10) 平均力率

ア 平均力率の算定は、その月の午前8時から午後10時までの時間における平均の力率とする。単位は%とし、小数点以下第1位を四捨五入する。（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は100%とする。）

イ 平均力率の算定式は次のとおりとする。

$$\text{平均力率} = \text{有効電力量} \div \sqrt{((\text{有効電力})^2 + (\text{無効電力量})^2)}$$

ウ 契約期間における当該施設の予定平均力率は100%とする。

3 一般事項

(1) 注記事項

- ア 供給者は、仕様書に明記の無い場合又は疑いを生じた場合においては、監督員と協議する。
- イ 供給者は、仕様書によることが困難又は不都合な場合は、監督員と協議する。
- ウ 供給者は、当該契約内容を変更しようとする場合は、監督員と協議のうえ、その承諾を得る。
- エ 供給者は、本市が締結する別契約の関係業務について監督員の指示により、当該関係者と協力し業務の円滑な進捗を図る。
- オ 供給者は当該契約に関する業務に伴い、廃材、塵、配線屑等が発生した場合は、そのすべてを構外に搬出し、関係法令などに従い適切に処理する。

(2) 連絡体制

供給者は当該契約締結後速やかに次の内容を記した書類を代表者の記名押印の後、監督員に提出すること。

- ア 緊急時の連絡体制及び作業体制表
- イ 当該契約担当者名、組織図及び連絡先
- ウ 協議窓口の所在地

(3) 報告

供給者は計量装置の検針結果をその都度、監督員に報告する。また、当該契約にかかわる不測の事態が発生した場合などについても早急に監督員に報告し、その指示を受けて調整を行う。
なお、報告は監督員の承諾を受けた場合を除き、原則として書面にて行う。

(4) 検査

- ア 供給者は、当該契約の内容が完了したときは、検査員の検査を受けなければならない。
- イ 前項の規定により難しい場合は、検査員の指示により、中間検査とすることが出来る。

(5) 資料の提供

- ア 供給者は、電力の使用及び電気料金に関する資料を監督員から求められた場合は、速やかに応じなければならない。
なお、資料の様式及び提出方法については監督員の指示による。
- イ 供給者は、契約期間の終了に伴い契約期間中の月次毎の契約電力、最大需要電力、使用電力量等を書面で監督員に提出すること。
なお、様式及び提出方法については監督員の指示による。

4 その他

(1) 暫定運用について

通信工事が契約開始までに完了しない場合、通信工事が完了するまでの間については、同時同量データを運用できない恐れがあるため暫定運用が供給開始の条件となる。

(2) 設備の状況及び変更等

当該契約期間中における需要施設の変更等における技術的な協議については、監督員、電気主任技術者、供給者及び託送者の4者によることとし、その決定については4者の合意によるものとする。

(3) 負担金等

供給点変更などに伴う需要施設を除いた託送者設備の工事に係る費用の負担については、原則として託送者の電気供給約款等に準ずるものとする。また、需要施設の工事、保守点検作業、不慮の事故等に伴う託送者区分開閉器操作などの電力会社の作業に係る費用は、すべて供給者の負担とする。

(4) 取引用計量装置

最大電力及び使用電力量を計量する取引用計量装置（計器用変成器、積算電力量計、遠隔検針装置などの供給電力の検針に係るすべての設備を含む。）の設置、取替え、移設、並びに撤去の必要が生じた場合には、その作業及び費用負担は本市の責に帰すべき事由による場合を除き原則として供給者が行うものとし、その機器類についての保安上の責任はすべて供給者とする。ただし、設置場所は需要施設の施設内を無償で貸与する。また、遠隔検針の通信に係る一切の費用についても、すべて供給者の負担とする。

(5) 送電の停止

供給者は、電力会社の都合等により契約期間中にやむを得ず当該施設への送電を一時停止する必要がある場合には、事前に監督員、電気主任技術者と十分な協議を行い、監督員の承諾を得るものとする。また、電力会社設備の不慮の事故等に伴う当該需要設備への送電停止の際には、供給者は速やかに監督員、電気主任技術者へその原因、状況、復旧予定などの関連情報を連絡すること。

(6) 緊急時の対応

事故等による送電停止などの緊急時には、監督員、電気主任技術者から供給者に確実に連絡がとれ、現地での復旧作業などの対応が早急に可能な体制を常時設置すること。また、災害等による送電停止時には、前述の体制で監督員、電気主任技術者、託送者と協議のうえ、復旧作業に協力を行うこと。

(7) 協議窓口

当該契約期間中における本市と供給者との契約条件、契約内容変更、需要施設の設備の変更等に伴う協議窓口は、原則として京都市内とする。ただし、監督員の承諾を得た場合はこの限りではない。

5 特記事項等

(1) 使用電力量の増減予定

当該契約期間内において、当初予定している使用電力量が大幅増減する予定はない。

(2) 計画的な設備改修の予定

当該契約期間内において、大幅な既存電気設備の変更工事、電力引込の変更を伴う工事、大規模な仮設電源の供給の計画はない。ただし、災害、緊急性を伴う公共事業、その他予測不可能な事態が発生した場合はこの限りではない。

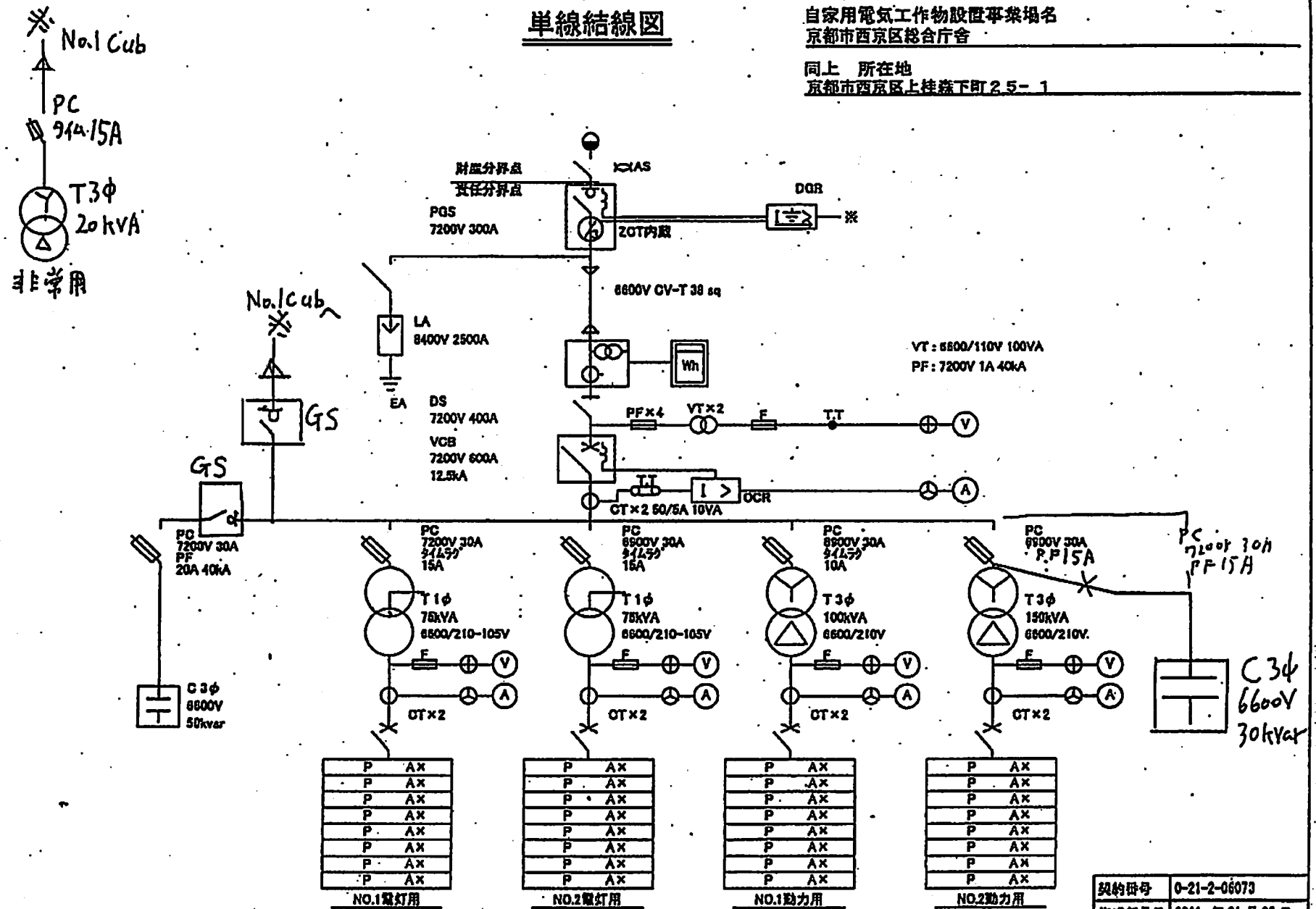
(3) 施設の全体停電予定

自家用電気工作物の年次精密点検のため、毎年1回、休業日の9時頃から17時頃までの間、施設全体停電を行う予定である。

單線結線図

自家用電気工作物設置事業場名
京都市西京区総合庁舎

同上 所在地
京都市西京区上桂森下町2.5-1



西京区役所 (本庁舎)

(別紙 1)

関西電気保安協会

契約番号	0-21-2-06073
作成年月日	2011 年 01 月 08 日
作成者	奥村 邦夫
電気室番号	01

(別紙 2)

西京区役所

		最大電力 (KW)	使用電力量 (KW h)
令和 4 年	1 月	89	18, 779
	2 月	91	18, 349
	3 月	84	17, 332
	4 月	81	28, 443
	5 月	67	9, 792
	6 月	81	17, 757
	7 月	91	20, 537
	8 月	94	19, 596
	9 月	87	15, 134
	1 0 月	78	9, 917
	1 1 月	60	9, 777
令和 3 年	1 2 月	81	14, 982